

信州・気候変動モニタリングネットワーク設置要綱

(設置目的)

第1条 「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」に基づき、長野県内における気候変動の実態およびその影響を把握し、かつ将来における気候変動およびその影響予測を実施するため、長野県内において気候変動に関わる観測を実施している機関や団体等の連携により、信州・気候変動モニタリングネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）を設置する。

(実施体制)

第2条 ネットワークは、長野県内の気象観測並びに気候変動やその影響を観測している機関・団体等の中から、以下に掲げる機関等により構成する。

- (1) 公的機関（長野県機関、国機関、市町村機関及び国立大学法人等）
- (2) その他、ネットワークに参加する機関・団体等が必要と認める機関・団体等

2 設立時の参画機関等は、別表のとおりとする。

第3条 ネットワークの適切な運営を図るため、有識者や参加機関等の代表者による運営協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会には会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出し、会長はネットワークの代表を兼ねる。
- 3 協議会の事務局は、長野県環境保全研究所内に置く。
- 4 協議会には、必要に応じて、ネットワーク並びに協議会に加わっていない機関の参加を求めることができる。

(事業内容)

第4条 ネットワークが実施する事業は、次に掲げる内容とする。

- (1) ネットワーク参加機関からのデータ収集
- (2) データベースの構築
- (3) データ提供機関によるデータ利用規定の作成
- (4) データベースの利用
- (5) データの管理と公開
- (6) データの解析と提供
- (7) その他、必要な事項

2 事業内容の具体的な事項は別に定める「信州・気候変動モニタリングネットワーク運営要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月6日から施行する。